

第一章 景品表示法・独占 禁止法

○不当景品類及び不当表示防止法

(昭和三十七年五月十五日)
法律第百三十四号

改正 昭和四七年 五月三〇日法律第四四号
(第一次改正)

平成 五年一月二日法律第八九号

(行政手続法の施行に伴う関係法律
の整備に関する法律一三条)

平成一年 七月一六日法律第八七号

(地方分権の推進を図るための関係
法律の整備等に関する法律一八
条)

平成二年 五月一九日法律第七六号

(私的独占の禁止及び公正取引の確
保に関する法律一附則三条)

平成五年 五月二三日法律第四五号

(第二次改正)

平成七年 四月二七日法律第三五号

(私的独占の禁止及び公正取引の確
保に関する法律の一部を改正する
法律一附則二二条)

目的
第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不
当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するた

定義

第二條 この法律で「景品類」とは、顧客を誘引するた
めの手段として、その方法が直接的であるか間接的
であるかを問わず、くじの方法によるかどうかを問わず、
事業者が自己の供給する商品又は役務の取引（不動産
に関する取引を含む。以下同じ。）に附随して相手方に
提供する物品、金銭その他の経済上の利益であつて、
公正取引委員会が指定するものをいう。

2 この法律で「表示」とは、顧客を誘引するための手
段として、事業者が自己の供給する商品又は役務の内
容又は取引条件その他これらの取引に関する事項につ
いて行なう広告その他の表示であつて、公正取引委員
会が指定するものをいう。

注 第一項・第二項 「指定」『不当景品類及び不当表示防
止法第二条の規定により景品
類及び表示を指定する件

景品類の 制限及び 禁止

第三條 公正取引委員会は、不当な顧客の誘引を防止す
るため必要があると認めるときは、景品類の価額の最
高額若しくは総額、種類若しくは提供の方法その他景
品類の提供に関する事項を制限し、又は景品類の提供

を禁止することができる。

注 懸賞による景品類の提供に関する事項の制限、一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限、雑誌業における景品類の提供に関する事項の制限、不動産業における一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限、医療用医薬品業、医療機器業及び衛生検査所業における景品類の提供に関する事項の制限、新聞業における景品類の提供に関する事項の制限

不当な表示の禁止

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引

について、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、公正

公聴会及び告示

な競争を阻害するおそれがあると認めて公正取引委員会が指定するもの

- 2 公正取引委員会は、前項第一号に該当する表示か否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、第六条第一項及び第二項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

一項一号―一部改正・二項―追加（平一五法四五）、二項―一部改正（平一七法三五）

注 第一項第三号「指定」無果汁の清涼飲料水等についての表示、商品の原産国に関する不当な表示、消費者信用の融資費用に関する不当な表示、不動産のおとり広告に関する表示、おとり広告に関する表示、有料老人ホームに関する不当な表示

第二項「資料の提出」不当景品類及び不当表示防止法第四條第二項の規定による資料の提出要求の手續に関する規則

第五条 公正取引委員会は、第二条（定義）若しくは前条

第一項（不当な表示の禁止）第三号の規定による指定若しくは第三条（景品類の制限及び禁止）の規定による制限若しくは禁止をし、又はこれらの変更若しくは廃止をしようとするときは、公正取引委員会規則で定めると

ころにより、公聴会を開き、関係事業者及び一般の意見を求めるものとする。

- 2 前項に規定する指定並びに制限及び禁止並びにこれらの変更及び廃止は、告示によつて行うものとする。

一・二項―一部改正（平一五法四五）

注 第一項「公正取引委員会規則」不当景品類及び不当表示防止法第五條第一項の規定による公聴会に関する規則

排除命令

第六条 公正取引委員会は、第三条（景品類の制限及び禁止）の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項（不当な表示の禁止）の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令（以下「排除命令」という。）は、当該違反行為が既になくなつていない場合においても、することができる。

- 2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第八条の二（排除措置）、第二十条（不正な取引方法に係る排除措置）、第二十五条（無過失損害賠償責任）、第二十六条（損害賠償請求権の裁判上の主張の制限、消滅時効）及び第八章第二節（手続）（第四十六条、第四十九条第三項から第五項まで、第五十条、第五十一条、第五十三条、

第五十五条第二項、第五項及び第六項、第五十九条第二項、第六十五条、第六十七条、第六十九条第三項、第七十条の二第四項、第七十条の九から第七十条の十一まで並びに第七十条の十二第一項を除く。）の規定の適用については、前項に規定する違反行為は同法第十九条（不正な取引方法の禁止）の規定に違反する行為（事業者団体が事業者に当該行為に該当する行為をさせるようにする場合にあつては、同法第八条第一項第五号（事業者団体による不正な取引方法の禁止）の不正な取引方法に該当する行為）と、排除命令は排除措置命令とみなす。この場合において、同法第四十九条第一項（排除措置命令）中「排除措置命令書」とあるのは「排除命令書」と、「違反行為を排除し、又は違反行為が排除されたことを確保するために必要な措置」とあるのは「その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項」と、同法第二項中「排除措置命令書」とあるのは「排除命令書」と、同法第六項中「排除措置命令書」とあるのは「排除命令書」と、「六十日」とあるのは「三十日」と、同法第七十条の十五（事件記録の閲覧・謄写又は排除措置命令書等の謄抄本の交付）中「排除措置命令書」とあるのは「排除命令書」と、同法第七十条の二十一（行政手続

都道府県
知事の指
示

法の適用除外」中「第三章」とあるのは、「第三章（第十三条第一項及び第三節を除く。）」とする。

3 排除命令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九十条第三号（確定排除措置命令違反の罪）、第九十二条（懲役及び罰金の併科）、第九十五条第一項第二号、第二項第二号及び第三項（両罰規定）、第九十五条の二（違反行為の防止等）をしない法人の代表者への罰則）並びに第九十五条の三（違反行為の防止等）をしない事業者団体の理事等への罰則）（それぞれ同法第九十条第三号に係る部分に限る。）並びに第九十七条（排除命令違反に対する過料）の規定の適用については、排除措置命令とみなす。

旧二項―削除・旧三項―一部改正・二項に繰上（平五法八九、一項―一部改正・二項―全改・三項―追加（平一五法四五）、一項―一部改正・二・三項―全改（平一七法三五）

第七条 都道府県知事は、第三条景品類の制限及び禁止の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項（不当な表示の禁止）の規定に違反する行為があると認めるときは、当該事業者に対し、その行為の取りやめ若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を指示することができる。その指示は、当該違反行為が既になくなっていない場合においても、することができる。

公正取引
委員会へ
の措置請
求

本条―追加（昭四七法四四）、一部改正（平一五法四五）、旧九条の二―七条に繰上（平一七法三五）

第八条 都道府県知事は、前条（都道府県知事の指示）の規定による指示を行った場合において当該事業者がその指示に従わないとき、その他同条に規定する違反行為を取りやめさせるため、又は同条に規定する違反行為が再び行われることを防止するため必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 前項の規定による請求があつたときは、公正取引委員会は、当該違反行為について講じた措置を当該都道府県知事に通知するものとする。

本条―追加（昭四七法四四）、旧九条の三―一部改正・八条に繰上（平一七法三五）

報告の徴
収及び立
入検査等

第九条 都道府県知事は、第七条（都道府県知事の指示）の規定による指示又は前条第一項（公正取引委員会への措置請求）の規定による請求を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し景品類若しくは表示に関する報告をさせ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に

技術的な
助言及び
勧告並び
に資料の
提出の要
求

質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなればならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

本条―追加（昭四七法四四）、一項―一部改正・旧九条の四―九条に繰上（平一七法三五）

是正の要
求

第十一条 公正取引委員会は、第七条から第九条（都道府県知事の指示、公正取引委員会への措置請求、報告の徴収及び立入検査等）までの規定により都道府県知事が行う事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該都道府県知事に対し、当該都道府県知事の事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による求めを受けたときは、当該事務の処理について違反の是正又は改善のための必要な措置を講じなければならない。

本条―追加（平一一法八七）、一項―一部改正・旧九条の六一―一条に繰下（平一七法三五）

公正競争
規約

第十二条 事業者又は事業者団体は、公正取引委員会規則で定めるところにより、景品類又は表示に関する事項について、公正取引委員会の認定を受けて、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保するための協定又は規約を締結し、又は設定することができる。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 公正取引委員会は、前項の協定又は規約（以下「公正競争規約」という。）が次の各号に適合すると認める場合でなければ、前項の認定をしてはならない。

一 不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保す

- るために適切なものであること。
- 二 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。
- 三 不当に差別的でないこと。
- 四 公正競争規約に参加し、又は公正競争規約から脱退することを不当に制限しないこと。
- 3 公正取引委員会は、第一項の認定を受けた公正競争規約が前項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消さなければならない。
- 4 公正取引委員会は、第一項又は前項の規定による処分をしたときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、告示しなければならない。
- 5 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第七條第一項及び第二項〔排除措置〕(第八條の二第二項〔事業者団体による既往の違反行為に対する措置〕)及び第二十條第二項〔既往の不正な取引方法に対する措置〕において準用する場合を含む。、第八條の二第一項及び第三項〔事業者団体に対する排除措置〕、第二十條第一項〔不正な取引方法に係る排除措置〕、第七十條の十三第一項〔裁判所の緊急停止命令又はその変更・取消し〕並びに第七十四條〔告発・不起訴処分報告〕の規定は、第一項の認定を受けた公正競争規約及びこれに基づいてする事業者又は事業者団体の行為には、適用しない。

行政不服審査法の適用除外

- 6 第一項又は第三項の規定による公正取引委員会の処分について不服があるものは、第四項の規定による告示があつた日から三十日以内に、公正取引委員会に対して、不服の申立てをすることができる。この場合において、公正取引委員会は、審判手続を経て、審決をもつて、当該申立てを却下し、又は当該処分を取り消し、若しくは変更しなければならない。
- 三項一部改正(平五法八九、五項一部改正・旧一〇条一二条に繰下(平一七法三五))
- 注 第一項・第四項 「公正取引委員会規則」(不当景品類及び不当表示防止法第十二條の規定による公正競争規約の認定の申請等に関する規則)
- 第三項 「不当景品類及び不当表示防止法」に規定する公正競争規約の認定の取消しに係る職問及び排除命令に係る弁明の機会の付与に関する規則
- 第六項 「不当景品類及び不当表示防止法」第十二條第一項に規定する審判手続に関する規則
- 第十三條 この法律の規定により公正取引委員会がした処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。
- 2 前條第六項(公正競争規約の認定等に対する不服申立て)の申立てをすることができず事項に関する訴えは、審決に対するものでなければ、提起することができない。
- 二項一部改正・旧一二条一二三条に繰下(平一七法三五)

罰則

- 第十四條 第六條第二項の規定により適用される私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第六十二條において読み替えて準用する刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第五十四條〔証人の宣誓〕又は第六十六條〔鑑定人の宣誓〕の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。
- 2 前項の罪を犯した者が、審判手続終了前であつて、かつ、犯罪の発覚する前に自白したときは、その刑を軽減し、又は免除することができる。
- 本条一追加(平一七法三五)
- 第十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。
 - 一 第六條第二項の規定により適用される私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七條第一項第一号〔委員会による事件関係人に対する出頭命令等〕若しくは第二項〔審査官による処分〕又は第五十六條第一項〔審判官による処分〕の規定による事件関係人又は参考人に対する処分を違反して出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者
 - 二 第六條第二項の規定により適用される私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七條第

- 一 項第二号〔委員会による鑑定〕若しくは第二項又は第五十六條第一項の規定による鑑定人に対する処分を違反して出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者
- 三 第六條第二項の規定により適用される私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七條第一項第三号〔委員会による物件の提出命令〕若しくは第二項又は第五十六條第一項の規定による物件の所持者に対する処分を違反して物件を提出しない者
- 四 第六條第二項の規定により適用される私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七條第一項第四号〔委員会の立入検査〕若しくは第二項又は第五十六條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 本条一追加(平一七法三五)
- 第十六條 第九條第一項(報告の徴収及び立入検査等)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 本条一追加(昭四七法四四)、一 項一部改正(平一五法四五)、一 項一部改正・旧一二条一六条に繰下(平一七法三五)

第十七条 第六条第二項の規定により適用される私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第六十二条において読み替えて準用する刑事訴訟法第五十四条（証人の宣誓）又は第六十六条（鑑定人の宣誓）の規定による参考人又は鑑定人に対する命令に違反して宣誓をしない者は、二十万円以下の罰金に処する。
本条―追加（平一七法三五）

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第十五条又は第十六条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体の代表者、管理人、代理人、使用人その他の従業者がその団体の業務又は財産に関して、第十五条又は第十六条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その団体に対しても、各本条の罰金刑を科する。

3 前項の場合においては、代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の訴訟行為に関する刑事訴訟法の規定を準用する。
本条―追加（平一七法三五）

附則

施行期日

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
2 第二条（定義）若しくは第四条（不当な表示の禁止）第三号の規定による指定又は第三条（景品類の制限及び禁止）の規定による制限若しくは禁止に係る公聴会は、この法律の施行の日前においても、行なうことができる。
3 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を次のように改正する。（次のよう「省略」）
附則（昭和四十七年法律第四四号）（第一次改正）
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。
附則（平成五年法律第八九号）抄

附則（平成一一年法律第八七号）抄
この法律は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）の施行の日（平成十二年四月一日）から施行する。

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日（平成六年一〇月一日）から施行する。
附則（平成一二年法律第七六号）抄
第一条 この法律は、平成十三年一月六日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一二年政令第五一二号で同一三年四月一

施行期日

日から施行）（後略）

附則（平成一五年法律第四五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日（平成一五年六月二三日）から施行する。ただし、第四条の改正規定、第五条第一項の改正規定及び第六条第一項の改正規定並びに第九条の二の改正規定（「第四条」を「第四条第一項」に改める部分に限る。）並びに次条の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日（平成一五年一月二三日）から施行する。
第二条 この法律による改正後の不当景品類及び不当表示防止法（以下「新法」という。）第四条の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行後にした表示について適用し、同条ただし書に規定する規定の施行前にした表示については、なお従前の例による。
第三条 新法第六条第二項及び第八条第一項の規定は、この法律の施行後に公正取引委員会がした排除命令について適用し、この法律の施行前に公正取引委員会がした排除命令については、なお従前の例による。
第四条 新法第九条の二の規定は、この法律の施行前に既になくなくなっている行為については、適用しない。
第五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関しても必要な経過措置は、政令で定める。

施行期日

不当景品類及び不当表示防止法の改正に伴う経過措置

附則（平成一七年法律第三五号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（平成一八年一月四日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（後略）
第二十一条 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。（次のよう「省略」）
第二十二条 施行日前に前条の規定による改正前の不当景品類及び不当表示防止法第六条第一項に規定する違反行為について行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十条の規定による通知又は前条の規定による改正前の不当景品類及び不当表示防止法第七条第一項の規定により適用される旧法第五十条第二項の規定による審判開始決定書の謄本の送達があった場合においては、当該違反行為に係る排除命令の手続及び審判手続に関しては、前条の規定による改正後の不当景品類及び不当表示防止法及び新法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

政令への委任

この法律の施行に関しても必要な経過措置は、政令で定める。